

令和2年5月8日

米沢キャンパス付属施設を利用する企業の皆様

米沢キャンパス長
中 島 健 介

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた付属施設の利用について（通知）

平素より、本キャンパスの研究活動に、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、政府の新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言期間の延長に伴い、米沢キャンパスにおいても、5月11日（月）以降の活動制限措置を継続することといたしました。

つきましては、付属施設（※）を利用されている企業の皆様におかれましても、キャンパス内の研究室及び実験室等を利用する際は、下記にご留意いただき、活動くださるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知の対象期間は、令和2年5月11日（月）～令和2年5月31日（日）としますが、状況によっては変更の可能性がございますことを申し添えます。

記

1. 研究活動並びに生産活動に必要な立ち入りは、利用登録している利用者のみに関り、それ以外の立ち入りは禁止する。
2. 立ち入る際には、それぞれの事業者において次の事項を遵守する。
 - ・ 立ち入り者の入構時刻・退出時刻を記録し、情報開示を求められた際に提示できるようにする。（セコムカードを貸与している者も同様とします）
 - ・ 通勤を除き、立ち入り者の県外への移動を原則禁止とし、県外へ移動した場合は、県内に戻ってから2週間は、キャンパス内への立ち入りを禁止する。

※対象となる付属施設

- ・ 有機材料システムフロンティアセンター
- ・ 有機エレクトロニクスイノベーションセンター（xEV 飯豊研究センター含む）
- ・ 国際事業化研究センター
- ・ 有機材料システム事業創出センター
- ・ グリーンマテリアル成形加工研究センター